

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ゴールドリボン・ネットワーク（以下「この法人」という。）定款第18条及び第36条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」という。）の報酬等の支給をする場合の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 常勤の役員等及び非常勤の評議員には、次条に定める報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 報酬等の額は、別表第1に定める金額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給の時期は、毎月15日（金融機関の非営業日の場合は翌営業日）とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員等又は非常勤の評議員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員等又は非常勤の評議員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 常勤の役員等又は非常勤の評議員が月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員等又は非常勤の評議員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年8月22日から施行する。

2 令和7年7月23日 改定。

別表第1

役職名	報酬等の額
評議員	月額 300,000円を超えない額
理事	月額 300,000円を超えない額
監事	月額 300,000円を超えない額

各役員等の具体的な報酬金額については、上記報酬等の額の範囲内で評議員会が決定する。